

令和6年度 健康づくり活動表彰事業実施要領

1 目的

全ての県民が生涯にわたり健康で明るく、生きがいを持ち生活できる健康長寿日本一を実現するため、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった「健康長寿しまね県民運動」を推進しており、その取組の一つとして地域ぐるみ、職場ぐるみの主体的な健康づくり活動の促進及び活性化を図っているところである。

そこで、地域や職場で健康づくり活動等を積極的に実施しており、かつその活動が地域や職場における健康増進、介護予防等に貢献した地区組織・団体、事業所を表彰することで、住民主体の健康づくり活動や職場ぐるみの健康づくりの取組の気運を高め、多様な実施主体における生涯を通じた健康づくり活動を推進することを目的とする。

2 実施主体

健康長寿しまね推進会議 島根県

3 表彰の区分及び部門

表彰区分は県表彰と圏域表彰とし、それぞれに地域部門、職域部門を設ける。

※詳細については、別添1「健康づくり活動表彰区分」を参照のこと。

4 表彰の対象

(1) 地域部門

- ア 自治会や公民館等の単位で健康づくりを主体的に取り組んでいる地区組織
- イ 行政が健康づくり施策の一環として育成した後、主体的に活動を行っている団体
- ウ 健康に関心のある者が主体的に集まり、継続的に健康づくりや生きがい活動を行っている団体

(2) 職域部門

- ア 従業員（職員等）全員を対象に健康づくりを実施している事業所・企業
- ※詳細については、別添2「推薦基準」を参照のこと。

5 表彰の応募

(1) 応募に必要な書類

- ア 県表彰（島根県知事賞、健康長寿しまね推進会議会長賞）

※圏域健康長寿しまね推進会議会長による推薦

別に定める推薦書及び推薦理由書により応募する。

○推薦書・・・様式1-1号（地域部門）、様式1-2号（職域部門）

※活動分類（地域部門は①～⑥、職域部門は①～⑦）のうち、2項目以上取り組んでいる団体に限る

○推薦理由書・・・様式2-1号（県知事賞・地域部門）、様式2-2号（県知事賞・職域部門）

様式 2-3 号（県会長賞・地域部門）、様式 2-4 号（県会長賞・職域部門）

○活動紹介シート・・・様式 4 号

○活動に関する資料・・・A4 サイズ両面で 10 枚まで、様式は問わない

イ 圏域表彰（圏域健康長寿しまね推進会議会長賞、継続賞、奨励賞）

※自薦、他薦を問わない

別に定める推薦書・申請書により応募する。

○推薦書・申請書・・・様式 3-1 号（地域部門）、様式 3-2 号（職域部門）

（2）応募方法及び送付先

ア 応募方法

応募に必要な書類を作成し、郵送又はメールにて応募する。メールの場合は、件名に【健康づくり活動表彰事業応募】と記載すること。

イ 送付先

○団体・事業所の所在地を管轄する圏域健康長寿しまね推進会議事務局あてに送付する。

○県表彰については、圏域健康長寿しまね推進会議事務局から島根県健康福祉部健康推進課あてに送付する。

（3）応募受付期限

ア 県表彰

令和 6 年 7 月 19 日（金）

イ 圏域表彰

各圏域健康長寿しまね推進会議が定めるところによる。

6 表彰団体・事業所の決定

（1）県表彰

各圏域健康長寿しまね推進会議会長からの推薦を受け、部内審査会の審査を経て決定する。

なお、審査の過程において島根県知事及び健康長寿しまね推進会議会長の意見を踏まえるものとする。

（2）圏域表彰

各圏域健康長寿しまね推進会議が定めるところにより決定する。

7 表彰式

（1）県表彰

ア 島根県知事賞

表彰は島根県知事が行う。

日時：令和6年9月28日（土）10:05～

場所：島根県県民会館 大会議室

イ 健康長寿しまね推進会議会長賞

各圏域健康長寿しまね推進会議からの伝達表彰とし、各圏域健康長寿しまね推進会議が定めるところによる。

(2) 圏域表彰

各圏域健康長寿しまね推進会議が定めるところによる。

8 県表彰推薦書の送付先及び表彰に関する連絡先

島根県健康福祉部健康推進課健康増進第二係

〒690-8501 松江市殿町1

電話 0852-22-5685 FAX 0852-22-6328

Email : kenkosuishin@pref.shimane.lg.jp

9 圏域表彰推薦書・申請書の送付先

○松江圏域健康長寿しまね推進会議

〒690-0011 松江市東津田町1741-3

「いきいきプラザ島根」3階 松江保健所内

電話 0852-23-1314 FAX 0852-21-2770

Email : matsue-hc@pref.shimane.lg.jp

○雲南圏域健康長寿しまね推進会議

〒699-1396 雲南市木次町里方531-1 雲南保健所内

電話 0854-42-9637 FAX 0854-42-9654

Email : unnan-hc@pref.shimane.lg.jp

○出雲圏域健康長寿しまね推進会議

〒693-0021 出雲市塩冶町223-1 出雲保健所内

電話 0853-21-8785 FAX 0853-21-7428

Email : izumo-hc@pref.shimane.lg.jp

○大田圏域健康長寿しまね推進会議

〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1 県央保健所内

電話 0854-84-9821 FAX 0854-84-9830

Email : kenou-hc@pref.shimane.lg.jp

○浜田圏域健康長寿しまね推進会議

〒697-0041 浜田市片庭町254 浜田保健所内

電話 0855-29-5552 FAX 0855-22-7009

Email : hamada-hc@pref.shimane.lg.jp

○益田圏域健康長寿しまね推進会議

〒698-0007 益田市昭和町 13-1 益田保健所内
電話 0856-31-9546 FAX 0856-31-9568
Email : masuda-hc@pref. shimane. lg. jp

○隠岐圏域健康長寿しまね推進会議

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 隠岐保健所内
電話 08512-2-9713 FAX 08512-2-9716
Email : oki-hc@pref. shimane. lg. jp

1 0 受賞団体の広報等について

- ・県表彰受賞団体は、島根県健康福祉部健康推進課のホームページ等において紹介する。
- ・圏域表彰受賞団体は、各圏域健康長寿しまね推進会議のホームページ等において紹介する。

1 1 その他

この要領に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、健康長寿しまね推進会議会長と事務局が定めるものとする。

「健康づくり活動表彰区分」

1 県表彰

区 分	部 門	推薦者	表彰の件数
島根県知事賞	地 域	各圏域健康長寿しまね 推進会議会長	1点程度
	職 域	各圏域健康長寿しまね 推進会議会長	1点程度
健康長寿しまね推進 会議 会長賞	地 域	各圏域健康長寿しまね 推進会議会長	7点以内
	職 域	各圏域健康長寿しまね 推進会議会長	7点以内

2 圏域表彰

<地域部門>

区 分	推薦者	表彰の件数
圏域健康長寿しまね推進 会議会長賞	自薦・他薦を問わない	各圏域健康長寿しまね推 進会議が定めるところに よる。
継続賞	自薦・他薦を問わない	各圏域健康長寿しまね推 進会議が定めるところに よる。
奨励賞	自薦・他薦を問わない	各圏域健康長寿しまね推 進会議が定めるところに よる。

<職域部門>

区 分	推薦者	表彰の件数
圏域健康長寿しまね推進 会議会長賞	自薦・他薦を問わない	各圏域健康長寿しまね推 進会議が定めるところに よる。

「推薦基準」

1. 表彰対象となる団体・事業所について

<地域部門>

主体的に健康づくり活動や生きがい活動を実践している地区組織・団体等とし、その活動が地域の健康増進や介護予防等に寄与しているものとする。

なお、以下に該当しない地区組織・団体、またはどれに該当するかの判断が困難な地区組織・団体については、健康推進課と協議することとする。

また、団体の構成人数は、おおむね5名以上で構成されていることとする。

(1) 自治会や公民館等の単位で健康づくりを主体的に取り組んでいる地区組織

(対象団体の例)

- ア ○○地区健康づくり協議会
- イ ○○地区健康を守る会
- ウ ○○サロン

(2) 行政が健康づくり施策の一環として育成した後、主体的に活動を行っている団体

(対象団体の例)

- ア 糖尿病友の会
- イ まめなウォーカーの会

(非対象団体の例)

老人クラブ活動、食生活改善推進協議会活動、婦人会活動等は対象としない。

(3) 健康に関心のある者が主体的に集まり、継続的に健康づくりや生きがい活動を行っている団体

(対象団体の例)

- ア ウォーキンググループ（歩こう会）
- イ 食と健康を考える会、○○同好会、○○の集い

(非対象団体の例)

- ア 月謝により開催している体操教室、エアロビクス教室、料理教室等
- イ 専門家の定例会等
- ウ 勝敗を目的とするスポーツグループ

<職域部門>

健康づくりを実施している事業所及び職場で主体的に健康づくりを行っている事業所・企業とし、その活動が従業員（職員等）の健康増進や働きやすい雰囲気づくり等に寄与しているもの。

(1) 従業員（職員等）全員を対象に健康づくりを実施している事業所・企業

2. 推薦要件について

(1) 県表彰

ア 島根県知事賞

<地域部門>

- 過去に健康長寿しまね推進会議会長賞を受賞していること。
- 会長賞受賞後の活動期間が数年あり、活動内容の充実、拡がりが見られること。
- 活動年数が10年以上であり、継続的に実践していること。
- 住民の主体的な活動が、複数の分野で幅広い年齢層※を対象に、かつ希望する者が参加できる形で展開されていること。また、その活動が広く地域に浸透していること。
※高齢者を対象にしたサロン等対象が限られている場合はこの限りではない。
- 地域において、他の模範となる活動を実践していること。
- 地域における健康増進や介護予防等への貢献度が大きい活動である、または貢献が大いに期待できる活動であること。

<職域部門>

- 過去に健康長寿しまね推進会議会長賞を受賞していること。
- 会長賞受賞後の取組期間が数年あり、取組内容の充実、拡がりが見られること。
- 取組年数が5年以上であり、継続的に実施していること。
- 他の模範となる取組を実践していること。
- 従業員（職員等）の健康増進や働きやすい雰囲気づくりなどへの貢献度が大きい取組であること、または大いに期待できる取組であること。
- 「しまね★まめなカンパニー」の登録事業所であり、かつ星を5つ獲得していること。

イ 健康長寿しまね推進会議会長賞

<地域部門>

- 過去に各圏域健康長寿しまね推進会議会長賞を受賞していること。（またはこれに準ずる功績があること。）
- 圏域会長賞受賞後の活動期間が数年あり、活動内容の充実、拡がりが見られること。
- 活動年数が10年以上であり、継続的に実践していること。
- 住民の主体的な活動が、複数の分野で幅広い年齢層※かつ希望する者が参加できる形で活動が展開されていること。また、その活動が地域に浸透していること。
※高齢者を対象にしたサロン等対象が限られている場合はこの限りではない。
- 地域において熱心な活動を実践していること。
- 地域における健康増進や介護予防等へ貢献している活動である、または貢献が期待できる活動であること。

<職域部門>

- 過去に各圏域健康長寿しまね推進会議会長賞を受賞していること。(またはこれに準ずる功績があること。)
- 圏域会長賞受賞後の取組期間が数年あり、取組内容の充実、拡がりが見られること。
- 取組年数が5年以上であり、継続的に実施していること。
- 熱心な取組を実践していること。
- 従業員(職員等)の健康増進や働きやすい雰囲気づくりなどへ貢献している取組であること、または貢献が期待できる取組であること。
- 「しまね★まめなカンパニー」の登録事業所であり、かつ星を5つ獲得していること。

(2) 圏域表彰

<地域部門>

- ア 圏域健康長寿しまね推進会議会長賞
活動を10年継続して実践していること。
- イ 継続賞
活動を5年継続して実践していること。
- ウ 奨励賞
活動を3年継続して実践していること。

<職域部門>

- ア 圏域健康長寿しまね推進会議会長賞
活動を5年継続して実践していること。
しまね★まめなカンパニーに登録していること。

3. 推薦の件数について

(1) 県表彰

- ア 島根県知事賞
地域部門 1点程度
職域部門 1点程度
- イ 健康長寿しまね推進会議会長賞
地域部門 1点程度
職域部門 1点程度

(2) 圏域表彰

各圏域健康長寿しまね推進会議が定めるところによる。